

第29回壬生町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月20日(水) 午前10時00分から午前11時20分
2. 開催場所 壬生町役場 正庁
3. 出席委員 9人
会長 10番 梁島 源智
会長職務代理者 3番 早乙女 誠
委員 2番 刀川 正己、4番 篠原 正明、5番 大橋 幸子
6番 清水 利通、7番 大久保幸雄、8番 大橋 好一、9番 中川 久枝
4. 欠席委員 1人
1番 琴寄 成人
5. 参集推進委員 3人
伊藤博推進委員、戸崎浅一推進委員
6. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 会議書記の指名
第3 会務報告について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について
議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について
報告第1号 非農地証明願の件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
その他
7. 農業委員会事務局職員
事務局長 大垣仁美、主幹兼農地調整係長 堀靖久、局長補佐兼庶務係長 岡洋子
8. 会議の概要

令和元年11月20日(水)【午前10時開会】

●局長 定刻になりましたので、令和元年度第29回壬生町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員は9名で、欠席委員は1名です。

定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 みなさんおはようございます。

先日の台風被害について、新聞に出ていましたが、農林水産関係の被害額が3千649億円で、まだこれから増えるだろうということでした。壬生町は畦畔等を含む農地の被害が9400万、水路・排水路等を含む農業用施設が9700万、農作物の被害が1億3千700万で、その内1億3千100万がイチゴの被害ということです。他の野菜や水稲・稲には被害があまりなかったのですが、2件の農家に大きな被害が出てしまって、そのうち1件が出荷停止という状況です。

今年の台風15号・19号・21号では大きな被害が出ましたが、自然災害がいつ来るかわからないので、怖いと思います。

どこの地区に置かれましても、早い復旧を目指し、みなさんで力をあわせながらやっていきたいと思います。本日はこの後、町への要望書の提出を予定しております。

●局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長 それでは、2番 刀川正己 委員、3番 早乙女誠 委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の 堀主幹と 岡局長補佐 を指名いたします。

○議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局長より報告をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書1ページ、2ページをご覧ください。

・10月21日(月) 認定農業者役員会が役場ひばり館で開催され、梁島源智会長が出席いたしました。

・10月23日(水)・24日(木)、先進地視察研修が、福井県若狭町かみなか農楽舎

及び福井県園芸体験施設園芸LABOの丘で開催され、記載の通り農業委員8名と推進委員10名、事務局から私と岡補佐が出席いたしました。

- ・10月28日(月) 県常設審議委員会がとちぎアグリプラザにおいて開催され、梁島源智会長と堀主幹が出席いたしました。
- ・11月6日(水) 県教育会館において農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催され、記載の通り農業委員9名と推進委員13名、事務局から堀主幹が出席いたしました。
- ・11月7日(木) 役場正庁において町自治功労者表彰式が開催され梁島源智会長が出席いたしました。
- ・11月12日(火) パルティにおいて農業担い手躍進大会が開催され刀川正己農業委員、事務局から岡補佐が出席いたしました。
また、認定農業者協議会から、鈴木進吉推進委員、中嶋幸平推進委員、木野内佳代子推進委員が出席され、事務局から岡補佐が出席いたしました。
- ・11月15日(金) 農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、役場第3会議室及び現地において開催され、早乙女職務代理、刀川正己農業委員、篠原正明農業委員、事務局から私と堀主幹が出席いたしました。

以上です。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。

事務局より一括して議案の説明と朗読をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書3ページの議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。

11/5(火) 締切りの時点で、農地法第3条の規定による許可申請が4件ございました。議案に従いまして第1項から順にご説明します。

第1項

貸人 _____ (下表町) 自作地 48畝 貸付地 20畝
借人 _____ (下表町) 借受地 70畝

(土地の表示)

壬生町表町	田	512㎡
壬生町表町	田	688㎡
合計		1200㎡

使用貸借権の設定 10年間

稼働 2人

第2項

貸人 _____ (国谷3) 自作地 175畝 貸付地 28畝
借人 _____ (国谷3) 自作地 175畝 貸付地 28畝

(土地の表示)

壬生町大字助谷字久保	畑	1503㎡
壬生町大字助谷字久保	畑	1471㎡
壬生町大字国谷字台畑	畑	1160㎡
壬生町大字国谷字前畑	畑	1075㎡
壬生町大字国谷字前畑	畑	3839㎡
壬生町大字国谷字前畑	畑	2333㎡
壬生町大字国谷字新地	畑	170㎡
合計		11551㎡

使用貸借権の設定 10年間

稼働 3人

第3項

貸人 _____ (通町) 自作地 99畝 貸付地 46畝
借人 _____ (中表町) 自作地 80畝 借受地 70畝

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字五反目	田	721㎡
壬生町大字壬生乙字五反目	田	745㎡
合計		1466㎡

第4項

貸人 _____ (中表町) 自作地 56畝 借受地 8畝
借人 _____ (中表町) 自作地 80畝 借受地 70畝

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字五反目	田	991㎡
壬生町大字壬生乙字五反目	田	1083㎡
合計		2074㎡

使用貸借権の設定5年間 稼働 1人

・・・なお、第1項から第4項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、第4号の農業常時従事要件、第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。以上、説明いたします。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 早乙女誠 委員

●3番 早乙女誠 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

第1項の案件について、去る11月12日に、借人 _____ 氏 立会いのもと、中川久枝農業委員、石井隆二農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 9番 中川久枝 委員

●9番 中川久枝 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

第1項の案件について、去る11月10日に、貸人 _____ 氏 立会いのもと、琴寄成人農業委員、川嶋敏雄農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしております。

○議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 早乙女誠委員

●3番 早乙女誠 委員 (3項の現地調査の結果並びに補足説明)

第3項の案件について、去る11月12日に 借人 _____ 氏 立会いのもと、中川久枝農業委員、石井隆二農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。現地は、_____の西50メートルぐらいの位置です。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしております。

○議長 ありがとうございます。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 3番 早乙女誠 委員

●3番 早乙女誠 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

第4項の案件について、去る11月12日に 借人 _____氏 立会いのもと、中川久枝農業委員、石井隆二農地利用最適化推進委員とともに現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたので、報告いたします。現地は、_____の陸橋から南へ下り、信号の西側70メートル～80メートルの位置です。

チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生ずる恐れは無く、農地法第3条第2項第7号の地域との調和要件を満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書5ページの議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明します。

11/5 (火) 締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可申請が4件ござ

いました。議案に従いましてご説明します。

第1項

譲渡人 _____ (福和田)

譲受人 合同会社 _____ 代表社員 _____ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字福和田字椿林 畑 502㎡

壬生町大字福和田字椿林 畑 498㎡

合 計 1000㎡

太陽光発電設備敷地 所有権移転 売買

第2項

譲渡人 _____ (上表町)

譲受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町本丸二丁目 畑 442㎡

壬生町本丸二丁目 畑 23㎡

合 計 465㎡

資材置場 所有権移転 売買

第3項

賃貸人 _____ (稲葉下馬木)

_____ (稲葉下馬木)

賃借人 有限会社 _____ 取締役 _____ (栃木市)

(土地の表示：_____)

壬生町大字上稲葉字手志古 畑 214㎡

(土地の表示：_____)

壬生町大字上稲葉字手志古 畑 3499㎡のうち3146.52㎡

合 計 3360.52㎡

園芸用土採取 賃借権の設定1年間

第4項

賃貸人 _____ (助谷1)

_____ (助谷1)

賃借人 _____ (宇都宮市)

(土地の表示：_____)

壬生町大字助谷字西台 畑 1235㎡

壬生町大字助谷字西台 畑 659㎡

壬生町大字助谷字西台 畑 396㎡

(土地の表示：_____)

壬生町大字助谷字西台 畑 254㎡

合 計 2 5 4 4 m²

園芸用土採取 賃借権の設定 1年間

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については、去る11月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の2番 刀川正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 刀川正己 委員（1項の件について報告）

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、11月15日（金）に私と 早乙女誠職務代理、篠原正明委員、大垣 仁美 事務局長、堀 靖久 主幹の5名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請第1項案件についてご報告します。

申請地は_____の南隣に位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりがないため第2種農地に該当します。事業計画書によりますと、300ワットのパネル288枚、合計出力86.4キロワットの太陽光発電施設を予定しております。なお、事業資金については、借入で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 刀川正己 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件についてご報告します。

申請地は_____から南に約200メートルに位置する農地で、立地基準としては、農地の集团的広がりが無いため第2種農地に該当します。事業計画書によりますと、令和元年9月24日付壬農委指令第5-127号で資材置場として許可を得た後、大型車両の敷地内旋回が困難であること、また、住宅地に隣接しているため重機による積み込み作業等の事故防止の点から敷地拡張を検討し、土地所有者から同意を得られたことから申請したということです。なお、事業計画変更による追加事業資金について自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定経過において第2種農地の許可基準にある代替性も無いため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 刀川正己 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告します。

申請地は_____から北西に約600メートルに位置する農地で、立地基準としては、農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2m、東側は5mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大2.8mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、鹿沼市にあります_____に出荷する予定となっております。また、埋戻しの用土は西から東へ高くなっている傾斜地であるため採取後農地として使いやすくするため東側から調達予定であります。

なお、転用実績調書では、前々回地は農地に復元完了、前回地は採掘は終了し埋め戻しが90%の進捗となっており、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書の添付

もあり、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。園芸用土採取のための一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、11月29日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 刀川正己 委員(4項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告します。

申請地は_____から東に約500メートルに位置する農地で、立地基準としては、第1種農地及び農振農用地に該当します。事業計画書によりますと、保安距離を農地から1m、道路から2mを確保し、周囲には防護ネットを施すようになっております。断面図では、最大1.4mを掘削し、保安角度を45度取るようになっております。採取した赤玉土等は、町内の_____に出荷する予定となっております。

また、埋戻しの用土についても、_____から調達予定となっております。

なお、転用実績調書では、今回が初めての申請となっており、保有機材一覧のほか、隣接土地所有者の転用同意書、誓約書、埋戻し用土砂の確保を証する書類及び現場の写真の添付もあり、事業資金については、自己資金で対応するため、残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地及び農振農用地であります。園芸用土採取のため

の一時転用であり、農地法施行令第11条第1項第1号の例外規定に該当となり、現地調査においては、保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることを厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第4の議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をいたさせます。

●事務局 議案書の朗読と説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

それでは、議案書6ページの議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件についてご説明します。

11/5(火)締切りの時点で、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請が1件ございました。議案に従いましてご説明します。

第1項

譲渡人 _____ (第三)

_____ (上表町)

譲受人 _____ 株式会社 代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示：_____)

壬生町本丸二丁目	田	173㎡
----------	---	------

壬生町本丸二丁目	田	499㎡
----------	---	------

(土地の表示：_____)

壬生町本丸二丁目	畑	442㎡
----------	---	------

壬生町本丸二丁目	畑	23㎡
----------	---	-----

合計		1137㎡
----	--	-------

資材置場 所有権の移転 売買 面積の拡張

許可日 当初 令和元年9月24日付、壬農委指令第5-127号

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件についても、去る11月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の 2番 刀川正己 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 刀川正己 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請の件について、現地調査委員会の調査報告をさせていただきます。

現地調査については、農地法第5条の現地調査と同じ11月15日（金）に同じメンバーで調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南に約200メートルに位置し、立地基準としては、農地の集团的広がりがないため第2種農地に該当します。令和元年9月26日付、壬農委指令第5-127号にて既に許可を受けた資材置場の北隣に敷地の拡張するための申請となります。理由書によると、現敷地だけでは大型車両の取り回しが困難であること、また、住宅地に隣接しているため重機による作業の事故防止の点から敷地の拡張を検討し、新たに土地所有者の承諾が得られたため今回の申請に至ったということです。

以上のことから、変更の内容が転用許可基準上も問題はなく、事業計画変更承認基準にも該当しておりますので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○7番 大久保幸雄 委員

拡張ということですが、議案第2号第2項の土地と同じですが、どのような事でしょうか。

○事務局 堀主幹

変更については、新たに申請する敷地の範囲を超える部分を5条で申請いただいて、前回9月で許可した面積と今回申請した面積を一体としたものを新たに事業計画変更で出してもらっているのですが、5条申請と5条の事業計画変更でダブっている部分が出てきてしまうのですが、このような取り扱いとなっています。

○7番 大久保幸雄 委員

それは、どちらか一つで済む話ではないのですか？新たに申請の部分と、前に申請して許可になって、今回はまた別の土地が申請されるわけなので、変更にはなら

ないのでは？

○事務局 堀主幹

前回申請があり許可した土地は、あくまでもその土地だけの事業計画ということで事業計画書が出ています。今回新たに敷地拡張ということで拡張した部分については新規扱いになるので、そこは新規として事業計画書を上げていただいて、広がった敷地全体の農地の計画を出していただくという形なので、そちらは事業敷地の使い方が変わるということで新たに変更という形になります。

○7番 大久保幸雄 委員

言っている内容はわかりますが、5条の変更の申請一本ではだめだという法律等での取り扱いになっているのですか。

○事務局 堀主幹

県での取り扱いに従って、今までやってきた経緯をみますと、新たに拡張する部分は新規であげて、拡張した全体で変更という2本立てで、町に権限移譲する前から県での議案としてはこのような取り扱いになっていましたので。

○7番 大久保幸雄 委員

手続きがダブルになっていて、申請を出す方としては煩雑だよね。

○事務局 堀主幹

確かに申請者は1本でできれば、書類の作成等が楽になると思います。

○8番 大橋好一 委員

関連ですが、今のような手続きに関しては、もう少し簡略化することができればいいのかと思うので県に要望等できればいいかなと思います。

○5番 大橋幸子 委員

町での許可のみの面積と、県の常設審議委員会にかける面積が違うと思いますが、おおきな目的で、所有者が別で同じ面積のところに色々な人が入っていて、拡張されるとなると、どんどん広がっていくということになっても特に問題はないのですか。

○事務局 堀主幹

必要性がないとできないと思います。闇雲に広げられるわけではなく、例えば今回のように、重機の置き場所や大型車両の取り回しで今の面積では困難だということを経営計画変更で謳ってもらっています。また、会社の規模で、従業員が2人ぐらいなのに5000㎡をさらに拡張したいといったときに、その資材置き場の土地利用計画等で整合性が取れれば問題はないのかと思います。事業計画の内容等も

精査して、無条件に広げられるものではないと思います。

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、日程第5の議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をいたさせます。

●事務局 記載のとおり説明〔堀主幹兼農地調整係長〕

議案書7ページからの議案第4号 壬生町農用地利用集積計画の件について利用権設定各筆明細に従いましてご説明します。

最初に利用権の新規、賃借権分についてご説明します。

議案書8ページのとおり、3件・7筆・面積合計が13,642㎡となっております。

利用権の新規、使用賃借権分についてご説明します。

議案書9ページのとおり、2件・2筆・面積合計が1,895㎡となっております。

利用権の再設定、賃借権分についてご説明します。

議案書10ページのとおり、1件・1筆・面積合計が2,936㎡となっております。

以上、各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「壬生町農用地

利用集積計画の件」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「壬生町農用地利用集積計画の件」について、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、報告事項に入ります。

日程第6の報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●事務局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の11ページの2件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●7番 大久保幸雄 委員 (現地調査の結果報告)

10月26日に、中川義人推進委員と現地確認、関係資料の調査をしました結果、非農地としてやむなしとなりましたので、報告します。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第1項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 続いて、第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●5番 大橋幸子 委員 (現地調査の結果報告)

11月10日に、大橋公一推進委員と_____と現地調査を行いました。明治時代から使用されているという作業小屋の建て替えです。現地、資料等により確認しました。

○議長 ありがとうございました。ただいまの第2項について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に日程第7の報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読を致させます。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の12ページの3件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に、日程第8の報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をいたさせます。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の13ページの2件がございました。

これについては、市街化区域内農地の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

○議長 次に、その他の件を議題といたします。
事務局から「その他」について説明をお願いします。

●事務局（岡補佐）説明

- ・農業委員会組織による「台風19号等災害義援金」について⇒壬生町農業委員会として30,000円を寄付（親睦会より）
 - ・来年度 農地利用最適化交付金について⇒12月議会で報酬の上乗せ条例を上程する。
 - ・農業委員会先進地研修（10/23.24）決算報告
 - ・壬生菜収穫（11/30）⇒10：00 男性：壬生菜の圃場 女性：会長宅
 - ・ゆうがおマラソン大会（12/1）壬生菜配布⇒9：30 集合
 - ・令和元年度全国農業新聞普及促進の結果について
 - ・農業者年金加入推進について
 - ・遊休農地の解消等に係る地域外の人材活用に向けたアンケートについて⇒農業委員のみ調査票を11/27までに提出
- ・今後年金についての研修をする。

○議長 ただいま説明のありました件について、何かご意見があれば事務局までご連絡ねがいます。

○議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言はありますか。

（発言なし）

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、令和元年度第29回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。

【午前11時20分閉会】

議 長 _____

2 番 _____

3 番 _____